

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が設置・取得した共同利用施設（家屋） ・ 特例措置の内容 不動産取得税の課税標準について、評価額に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額（上限：価格の2分の1）を評価額から控除 ・ 要望の内容 適用期限の2年延長 		
関係条文	地方税法附則第11条第10項		
減収見込額	[初年度] - (▲96)	[平年度] - (▲96)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため、共同利用施設の活用により農業者の過剰投資を避けつつ農業経営の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者の農業経営の改善を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
	政策の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者の農業経営の改善を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月～令和5年3月（2年間）
	同上の期間中の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者の農業経営の改善を図る
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和3年度 17件 96百万円</p> <p>令和4年度 16件 92百万円</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、資力の弱い個々の農業者による過剰投資を避け経営の改善が図られるとともに、農業生産の向上に資するという役割を果たせる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、予算措置の場合に比べ、機動的に対応できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年度 14 件 35 百万円 平成 28 年度 13 件 61 百万円 平成 29 年度 17 件 51 百万円 平成 30 年度 20 件 108 百万円 令和元年度 14 件 96 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（課税標準（不動産の価額）） 平成 28 年度 722,470 千円 平成 29 年度 915,913 千円 平成 30 年度 704,317 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、予算措置の場合に比べ、機動的に対応できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、意欲ある多様な農業者の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標の達成のため、本措置を活用することにより着実に農業経営の改善を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 30 年度 評価額－貸付額（創設） 昭和 54 年度 評価額－（評価額×貸付額／取得価額） 平成 23 年度 2 年間の適用期限の設定 平成 25 年度 2 年間の適用期限の延長 農業協同組合等が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 法）の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止。 平成 27 年度 2 年間の適用期限の延長 控除額の上限（価格の 2 分の 1）を設定等。 平成 29 年度 2 年間の適用期限の延長 令和元年度 2 年間の適用期限の延長</p>
<p>ページ</p>	<p>8 - 3</p>